

発行 (公社)愛知建築士会名古屋西支部

編集 広報専委員会

名古屋市西区名西一丁目20番49号 クラ設計内
TEL(052)908-0939 FAX(052)908-0836

印刷所 株式会社 ウエルオン TEL(052)732-2227

第34回 西区民おまつり広場での活動報告



平手 公基

ムーズに挙げ、目標の200人を大きく上回り、297人からの回答を早々に回収することができました。アンケートのお礼に彩り豊かな組合をお渡しました。

昭和61年にこの地域が名古屋市による「四間道町並み保存地区」に指定されてから、29年が経過しましたが、この間に名古屋市が指定した「伝統的建造物」のうち、45%が滅失、あるいは新しい建物に建て替えられました。「四間道界隈の「伝統的建造物」が失われてゆくことをどのように考えますか?」の問いに「保存すべきだ」が52%を占め、「できれば保存したい」とあわせて91%が「保存」に対して肯定的に考えている結果が得られました。

21世紀の成熟した社会において住民主体のまちづくりに多くの人が関わる中で、建築士には専門家として単に建築「物」を作るだけでなく、その専門知識と職域を拡張して、多くの意見をまとめ、そこに暮らす住民が集う「場」を創造していくことが求められています。

初めの一歩として、この地域の資源ともいえる名古屋城築城からの歴史とその歴史をみてきた地域の潜在的価値とアイデンティティーの顕在化と周知、地域の問題点の提起と共有、住民意見のヒアリング、そして率先して行動する姿勢が欠かせません。地域の信頼を得て、地域が持つ歴史の文脈に、地域住民の未来の暮らしのあり様を重ねていく、まちづくりデザインが望まれています。



「みづとぴあ
観月のタベ」に
参加して

牛田 清文

9月13日、中秋の名月に合わせて今年も清須市で、地域の市民イベント「観月のタベ」が、みづとぴあ庄内(庄内川水防センター)で開催されました。

主催は「清須、あま、大治かわまちづくり協議会」を主体とする「みづとぴあ観月のタ

ベ実行委員会」で、地域の関係各団体が協力してイベントを盛り立てています。国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所の支援による照明車で照らし出された会場のステージでは、子供たちのダンスや、歌謡ショーなど各種芸能が披露されました。

出店者による屋台も多数揃い、やきそば、みたらし、串カツ、などをいただきながら、ビール、日本酒、と夕涼みを満喫しました。参加団体「美濃路まちづくり推進協議会」の事業委託を受けて愛知建築士会名古屋西支部の青年委員会が輪投げ屋さんとして、出店いたしました。

14時ごろより会場でテント設営、テーブル、イス、景品などを準備して16時開宴を待ちました。イベントは天候に恵まれ、大勢の方が来場され、大いにぎわいました。輪投げコーナーも子供たちの人気を集め予定景品が全てなくなりました。今年の輪投げで大当たりの景品を手に入れたのは、西枇杷島小学校5年生の男の子でした。

スタッフの方々たいへんご苦労様でした。来年も楽しみにしております。



10月12日(日)、四間道・那古野界隈まちづくり協議会は、庄内緑地公園で行われた第34回「西区民おまつり広場」の会場にてブースを借り、四間道界隈写真パネルの展示と、四間道界隈に関するアンケートを実施しました。パネル展示では、「当協議会の紹介・美濃路に面する伊藤家住宅と表蔵・森田家・青木家住宅・四間道に残る蔵と町屋の町並み・屋根神様と路地・新築建築物における町並みに対する配慮の例・堀川に架かる五条橋と中橋・円頓寺商店街・新道菓子問屋街」の写真パネルなどを展示しました。

この協議会は、(公社)愛知建築士会名古屋西支部と美濃路まちづくり推進協議会の他11団体の会員、1団体の準会員、事務局、アドバイザーとして4大学の先生や行

政などから構成されています。

ブースに西支部会員12名の有志が集まりました。おかげでアンケートもス



第1回 名古屋西支部写真部撮影会

相澤 勉

た事もあり3名での撮影会となりました。天候も朝は雲一つ無い快晴に恵まれ、琵琶湖も綺麗に見える絶好の撮影日和となりました。

今回は、滋賀県の金勝山での風景撮影とハイキングコースにある磨崖仏の探索と撮影、金勝寺での仏像仏閣の観覧と撮影が目的でした。江口さんの車に乗合せ途中で道の駅での休憩をしながら向かいます。事前のお話では管理者の居ない山寺との事でしたが当日は住職もおられて、拝観料を納めて観覧するようになっていました。仁王像を納めている門も部分的に修復されていましたが管理がなされていました。釈迦如来像や軍荼利明王像を納めている建



今枝さん撮影 金勝寺本堂

9月27日に「第1回名古屋西支部写真部撮影会」を行いました。募集期間が短かつ

物も綺麗にされました。

以前は管理者が不在という事もあり、全ての仏像が撮影自由でしたが撮影を制限されている仏像もありました。外の庭園も整備をされ、紅葉の季節には見事な写真が撮影できると思います。金勝寺から車で移動をしてハイキングコース



相澤撮影 行きマリア

の探索です。途中、野鳥の撮影は残念ながら出来ませんでした。ハイキングコースは整備はされていますが、山自体が崩れやすい真砂土のような地質で所々崩れており、機材を背負ってでは結構険しい道となりましたが、景色も良く普段の運動不足を補うには丁度良い位だったのではないか。

金勝山は奇岩が多く、どのような経緯でこのような岩が重なり合ったのか見れば見るほど不思議に思う場所です。目的地の磨崖仏へ行く前に耳岩と天狗岩に行きましたが、天狗岩は鎖を掴み岩を登る事で絶景が見られる所でした。目的地は平安時代に作られたといわれる物で5m弱の岩に

3.5m位の仏像3体が彫られています。平安時代に彫られたとは思えない位にしっかりと磨崖仏でした。ほぼ1日歩きっぱなしで、撮影会と言うよりはトレッキングのようでしたが、その苦勞が報われる景色がありました。楽しい撮影会ですので皆様のご参加お待ちしております。



天狗岩にて



江口さん撮影 独特の岩

濃路オッヂング

白井 鑑造

○ 四間道・那古野界隈まちづくり協議会

・西区民おまつり広場における、四間道アンケート案が検討され、その後、オブザーバーからの意見を取り入れ、内容が決定された。アンケート結果はトップ記事を読んでください。

・四間道・那古野界隈まちづくり構想(案)は8~10月の定例会にて議論され、内容が煮詰まってきた。まちづくりの課題・この地域の魅力・将来像・実現に向けた取り組みからなっています。

・五条橋ポケットパークは入札の結果、大幅な予算オーバーとなり設計の見直しに入っているとの報告があった。期待が大きかっただけに結果が心配されます。

○ 清須越400年ネットワーク・見学会開催

・今年度第1回研修見学会「龍興寺」が9月30日(火)午後、開催された。

龍興寺は織田信長家臣で、信長の尾張統一への重要な戦、「稻生の戦い」で武勲をあげ、桶狭間の戦いでは丸根砦において、松平

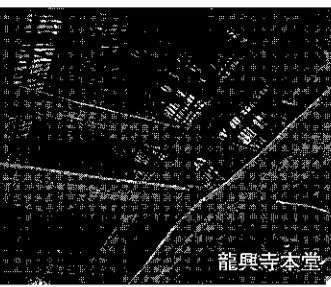
元康のちの徳川家康を相手に壮絶な戦いをし、討死した佐久間大学が建立、佐久間家の菩提寺。本堂は家康の母「於大の方」の菩提寺



龍興寺客殿

庫裏を移築し、耐震補強したもの。豪壮な小屋組みをそのまま表している。客殿は元日本商工会議所会頭、藤山コンツエルン創立者、藤山雷太(藤山愛一郎実父)の東京白銀台自邸和館を移築したもの。1932年武田五一設計、名古屋の棟梁、魚津弘吉による施工。武田晩年の名建築とも言われている。愛知県指定文化財。同じく武田が設計した西宮甲東園「芝川邸」の「寿宝堂」も移築された。国宝「如庵」写しの茶室、高山から移築した古民家など、これらの工事を施工した(株)魚津社寺工務店から二村研次氏が講師として参加。客殿の施工図を示して、説明をされた。都心近い荒畠の地に素晴らしい建築空間が集積されていました。ただし、非公開。

・美濃路、橋町大木戸跡に大木戸をイメージした街路灯2基が設置された。「橋町」は二代藩主、徳川光友により命名され、橋町開町350年を記念したもの。地元町内会と(一財)名古屋瑞竜工芸技術保存振興会により設置された。私達の橋町大木戸跡史跡説明板設置では協働しており、いずれは傍に設置を目指しています。



私は13年前、勤務先の定年退職を機に西支部を退会しました。支部在籍中は研修委員会に所属し、会員の皆さんと親しくお付き合いいたしました。勤務先では山岳同好会に所属していましたことから、白井さんと親しくなり、めいせい山歩きを含め個人的な登山も一緒にいました。近年は体調が充分でなく少し振りの参加です。今年は台風が続き、御嶽山では50数名の死者が出る噴火事故もあり、呑気に登山をしていて良いものかとの思いもありましたが、山好きな故人の思いに通じるものと信じて登山に参加しました。

11月3日、冬型の気圧配置となり、雨と風が気がかりでしたが、6名のメンバーで天気の持ち直すことを信じ、9時10分に登山口をスタート。40分ほどは傾斜が少々きつい登りであったが、見晴らしが広がるにつれて登山路の勾配もゆるくなり眺めを楽しみながらの山行ができた。10時35分高畠山頂に着く頃はほぼ快晴となり、標高773mの山でこれだけの眺望が楽しめるとは思いもよませんでした。昼食には早いので溝干山へ笹の葉や馬酔木をかき分けて進む。溝干山での昼食は、ふるまいの熱いコーヒーを飲みながらゆっくりした時間を過ごした。溝干山から坂下峰に下山し、一部石疊の残った「旧東海道」(東海自然歩道)では、坂の勾配のきつさや道幅等から、殿様を乗せる駕籠は平地の市中に使うものではなく、急な坂でも登れる特別仕様ではなかったのかなど話しながら1時間ほど、歩行を楽しみ、13時40分無事登山口に着いた。無事の登山を喜び、帰路旧関宿に立ち寄り、耐震構造や防火構造などの話をしながら街を後にしました。

第44回建築総合展NAGOYA2014

山田 正博

建築総合展は昭和46年のスタートから今回で44回の開催となりました。

資料によると第3回建築展は出展215社、250小間、延べ11万583名の来場者となっていました。建築専門家を対象とした展示会に移行し、来場者数が第40回の3万4200名を境に減少し、ここ数年は平均2万5000名前後となっています。来場者数増大対策としてCPD制度を活用した各種セミナープログラムの充実と支部紹介コーナーなどの企画が提案されています。

今回は支部からの来場者数の増加を期待して支部来場者受付コーナーが設置されました。結果は支部会員数に対する参加登録者数は1位碧南支部20%・2位蒲郡支部14%・3位安城支部12.7%で西支部は12名の参加登録者で14位となっています。

今後の課題として来場者・出展者の満足度アップと最新情報提供量のアップが挙げられます。来場者と出展社とのビジネス交流と相互交流を図る拠点として建築展の維持継続を考えていきたいと思います。

建築総合展 学生コンペ



第1回研修見学会 「TOTOハイドロテクト工場見学」報告 岡島 直樹

9月17日(水)に土岐市にあるTOTOマテリア本社工場で、本年度第1回研修見学会が開催され、7名が参加しました。

最初にTOTOマテリア工場の概要説明があり、その後日本発の光触媒技術を活かした塗装材(ハイドロカラーコート)や壁材・床材(ハイドロセラウォール・フロア)の説明がありました。光触媒技術を塗装や板材に展開することで、NOxの除去による空気浄化、遮熱、そして高耐久性とセラフクリーニング性と様々な効果が得られるそうです。

施工事例としては、生産、物流、商業など様々な用途の建物外壁の塗装や、トイレや喫煙室などのにおいや汚れ

対策として壁材・床材が使われています。特に不特定多数の人が利用する交通施設や商業施設、オフィスのトイレに採用される例が増えているとのことでした。

第2回研修見学会

秋の京都 鏡 京子

10月18日(土)雲一つ無い晴天のもと『秋の京都』へと向かいました。

今回の見学会は案内を見る限り『建物見学』というよりは『庭園巡り』という印象。仕事柄まず建物に目が行ってしまう日常ですが、今回ばかりは、しばし都会の喧騒を離れ日本庭園に心癒されようと参加いたしました。

でも、見学会参加に心動かされた理由はもう一つ、『吉田神社参拝』。学生時代の4年間を京都で過ごし、また京大建築学科院生の方のお手伝いで、何度か訪れた場所であるにもかかわらず、一度も参ったことのない吉田神社。『まだ遅くないよ、おいで』なんて言われているようです。

最初に訪れた、昭和を代表する庭園家重森美玲の『重森美玲庭園美術館』の庭園は枯山水庭園で、部屋の内部

説明の後に、空気浄化の様子や汚れの分解、そして板材の強度などのデモがあり、実際に数字を見たり、触れたりすることで性能を確認することができました。その後の工場見学では、大型陶板の製造工程を見学し、粘土の圧延、光触媒コーティング、焼成の各工程を詳しく説明していただき、最後に陶板の施工実演も行われ、施工の要領についての説明を受けました。

説明と工場見学を終えて、TOTOの技術者の方々への質疑が行われ、実際の施工に関する事や施工部位の可能性など多くの質問があり、また活発な意見交換もできました。

光触媒技術の建築への応用については、情報としては知っていましたが、最新の技術に関する事や施工に関する事、建築物への施工例などを正しく知ることができていい機会となりました。平日開催であり、交通もやや不便なために参加者が少なかったことは残念ですが、有意義な研修見学となりました。

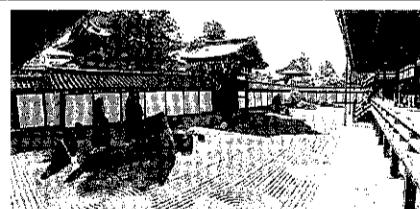
から庭園鑑賞することができます。力強い石組みとモダンな苔の地割りで構成された枯山水庭園を眺めた後、吉田神社に参拝しました。

昼食には、元呉服商の京町屋を活用し復元した料理屋『百足屋』でオリジナルの京のおばんざい懐石料理を。旬の京の食文化を堪能することができました。

その後は、『そうだ京都、行こう』でも紹介された東福寺へ。TVCMにもなった通天橋は残念ながら紅葉にはまだ遠かったです。しかし、重森美玲によって完成された近代庭園の傑作とされる方丈庭園や開山堂を始め、数々の重要文化財を巡る価値ある時間を過ごすことができました。

あつという間に時は経ち、もっと居たい気持ちに後ろ髪を引かれながら、帰る途につきました。

ぜひとも紅葉の頃またゆっくりと訪れてみたいものです。



新入会員の抱負

三木 大樹

TKアーキテクトに所属している、三木大樹です。

入会するきっかけは、所長である鏡からの半強制的な勧誘ですが、自らも40歳になり、ここまで世の中に貢献しなくては、と思ったからです。

私は、大学を卒業して、アルバイトの延長でいわゆるアトリエ系の設計事務所に入り、それからいくつかの設計事務所で実務の経験を積みました。それまで意匠設計事務所に勤務していましたが、現在、構造を得

「川伊藤家 清掃ボランティア & 勉強会」に参加して

遠藤 昭子

去る10月25日、美濃路街道沿いの川伊藤家の清掃ボランティアと勉強会に参加しました。

参加者は20名定員の所、大幅に超える29名の参加者に驚きました。

外観からは想像がつかないほどの奥行きの広さ、派手ではないものの細部にまでこだわりのある内装、そして手入れの行き届いた庭と、中に入ると別世界が広がっていました。

30分程、3班に分かれて奥の間と庭の清掃を行い、語り部の伊藤さんのお話を聞きながら、300年来ほとんど当時のまま残されているという、邸宅の内部を見学させていただきました。

その後、奥の間をお借りしての意見交換では、個人での維持の難しさ、また川伊藤家だけでなく、隣接する家々で形成している町並みの保存の難しさ、これらを守っていくために様々な意見が出されました。

当時は川伊藤家を中心に堀川下流の小作人達が作った米を舟で川岸にある蔵まで運び、住み込みや近辺に住を構える使用人たちが生活を支えて暮らしていた



学生のコラム

名古屋デザイナー学院
インテリアデザイン学科
深田 有稀

子どもの遊び場

先日、「こどものための遊び空間」という本を先生に貸していただき、それをパラパラと流し読みで読んでいたとき、興味深い一文に出会いました。

それは、「私のこどものころは、何をどうしようと大人たちからあれこれ言わない遊び場がたくさんあった。防空壕や空き地や裏山や、さまざまな所にこどもたちだけの秘密の場所を持っていた。」というものです。

私が小学生のとき、私の周りにあったそういう遊び場は徐々に減っていったように思います。たとえば、当時住んでいたアパートの傍にあった広い空地は、手入れされず伸び切った草がもはや林のようになっていて、たまにゴミが落ちていたりしたのですが、大

意としている“TKアーキテクト”に所属しています。なぜか?それは実務を重ねるうちに、本当に良いものを形にする為には、より深い構造への理解が必要だと、身にしみて感じたからです。そこで、以前の職場で、構造の設計を委託していた、TKアーキテクトに転職、構造設計に飛び込みました。以来邁進する日々が続いています。

良いものを作る為に、意匠側から構造の理解、構造側から意匠の理解が必要であると考えています。それには、建築士会で横のつながりが持てる事は、大変魅力的です。

幸い、TKアーキテクトでは、入会する機会に恵まれました。建築士の地位向上の為にも、士会での活動を通して、世の中の役に立つ人間になりたいと考えています。



ようです。共に生活していくことで、お金だけでは計れない強い繋がりがこの300年も続く邸宅を存続させていたのではないかでしょうか。

家は美術品ではありません。人々が行き交いその息づかいや風の流れを感じ、心地よい空間が自然と生まれ、初めてその価値が見いだされるものだと思います。維持には当然お金が掛かります。ただそれ以上にお互いに支え合う仕組みが大切ではないでしょうか。

一人一人は小さな力ですが、想いを集めることでこの素晴らしい邸宅が未来に繋がっていく様に願っています。

最後に当主の伊藤家の皆様、軽快なトークで楽しくこの町の歴史を教えてくださった堀川文化を伝える会長の伊藤公夫様、そしてこの企画を計画実行して頂いた関係者の皆様、本当にありがとうございました。



学生のコラム

名古屋デザイナー学院
インテリアデザイン学科
深田 有稀

子どもの遊び場

先日、「こどものための遊び空間」という本を先生に貸していただき、それをパラパラと流し読みで読んでいたとき、興味深い一文に出会いました。

それは、「私のこどものころは、何をどうしようと大人たちからあれこれ言わない遊び場がたくさんあった。防空壕や空き地や裏山や、さまざまな所にこどもたちだけの秘密の場所を持っていた。」というものです。

私が小学生のとき、私の周りにあったそういう遊び場は徐々に減っていったように思います。たとえば、当時住んでいたアパートの傍にあった広い空地は、手入れされず伸び切った草がもはや林のようになっていたりしたのですが、大

住宅リフォーム・リニューアル工事、耐震補強工事

集合住宅・ビル・マンション・一般住宅・倉庫・工場・営業店舗

豊かな環境を創造する

株式会社 ムラテ

テレビ愛知毎週土曜PM6:30~7:30

「おじさんば」CM提供中

URL <http://www.murate.com/>

〒453-0861 名古屋市中村区岩塚本通1-51 TEL052-411-8111 FAX052-413-1036

津島(宮) TEL 0567-31-0780 名岐(宮) TEL052-400-1291

家族親睦会

伊藤 顯

「語らいの里 親睦会」に参加して

今年の青年委員会

企画の親睦会は三重県度会郡大紀町にある「語らいの里 斷野」キャンプ場で8月30日~31日の一泊二日で行われました。

参加者は岡島支部長はじめ大人7名、子供3名の計10名でした。キャンプ場は山に囲まれ小川も流れる自然あふれる環境の中、本館をはじめコテージ3棟、自炊棟、バーベキュー棟が広大な敷地の中に点在していました。しかし、最初に目に飛び込んできたのは力ヌー

が浮かぶ大きなプールでした。こちらでは近くの湖で力ヌー体験ができるそうです。家族で参加された牧野さんは早速子供さんと力ヌーを楽しんでみました。

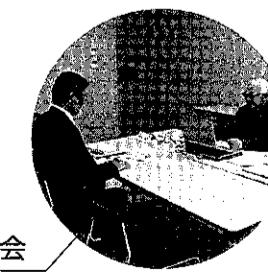
夕食はバーベキュー棟ではなく青空の下にテーブルをセッティングしていただき、縁に囲まれた中での食事となりました。夕方5時前には用意が整いバーベキュー開始。食材の主役は途中で購入した地鶏のはずでしたが、バーベキューコンロ持参で振舞っていただいた牛田清文さんの焼きそばにかすんでしまいました。夕日が傾くころスタッフの方が照明を用意して下さりナイターへ突入です。途中からはオーナーも一緒にテーブルを囲んでいただきました。オーナーは一級建築士でありながら途中で林業に転身された異色の経験を持つ方で、木に対する愛着がとても伝わってきました。

夕食もひと段落したところでキャンプファイヤーとなり、幻想的な炎の世界に盛り上がりしました。気が付くと午前0時、延々と7時間も話し込んでいました。まさに「語らいの里」の名前にふさわしい場所でした。翌日は雲行きが怪しく今にも雨が降りそうな天気でしたが、朝食を済ませた後近くの山をオーナーに案内していただき、檜や杉についてレクチャーしていただきました。その後、映画「WOOD JOB!」の舞台となつた森へ場所を移し、映画のエピソードなどを話していただきました。

自然の中でリフレッシュされた素晴らしい2日間を企画していただいた水野委員長、丹羽副委員長、本当に疲れ様でした。

耐震相談会の報告

清須市耐震相談会



北名古屋市耐震相談会

愛知県 合格者占有率	平成25年度 1級建築士 設計製図試験	1級・2級建築士
愛知県合格者3人に2人は、当学院の現役受講生でした。	愛知県の合格者のおよそ3人に2人は、1級・2級建築施工管理技士	
V14	愛知県合格者244名中、163名が当学院受講生	1級土木施工管理技士
66.8%	当学院の現役受講生でした。	宅地建物取引主任者
※合計合格者の合格者比率には、准試験のみの受験生、既習問題、既習の教科書等は一切含まれていません。次回実習会員各名は、(公)建設技術者登録センターへお問い合わせください。		
総合資格学院		インテリアコーディネーター
TEL.052-202-1751		

土石流から人命をまもれ!

建築基準法第39条 (災害危険区域)について

解説担当 馬場 富雄

地球上の大変な自然現象により、今年多くの災害犠牲者が出了。

広島県の土石流はいつも静かな山が1時間に100mmを超える豪雨が数時間も続いて何本も土石流の道ができて流れ出し、あつという間に大勢の人命を奪ってしまった。神話の「八岐の大蛇(やまたのをろち)」はこのことをいったものと思われる。

自然現象は人知では止められないで、いかにして人命を守るべきである。

この土石流災害の防止については、10年前に「土砂災害防止法」が定められた。これは土砂災害発生の危険箇所を予測してその場所を中心に区域を指定して、その中の建築群に対して種々の是正勧告ができるようにしたものである。

しかし、これには若干問題がある。この法律により危険箇所を指定すると、その箇所以外は安全という理論が成り立つが、これが駄目なことは、今回の広島の災害のように全く予期せぬ所から新たに土石流が発生したのである。

そうなると、防災の考え方を点から面に変更しなければならない。そこで、登場してくるのが建築基準法第39条の考え方である。ここで先ず条文を掲げる。

(災害危険区域)

第39条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

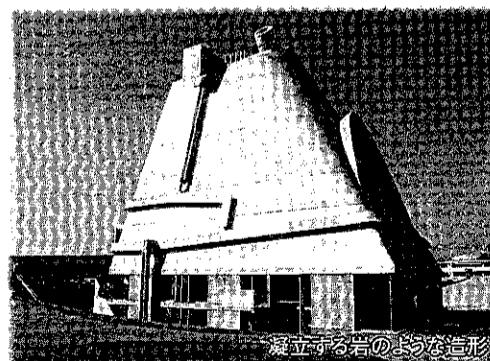
[解説]

本文は津波、高潮、出水等としているがこの[等]に土石流が入るか否かは議論が待たれる。入らないとな

コルビジェを訪ねて

志賀 勝則

サン・ピエール教会



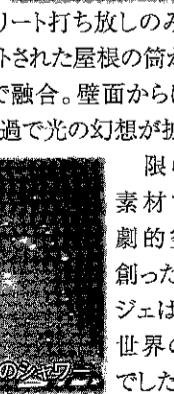
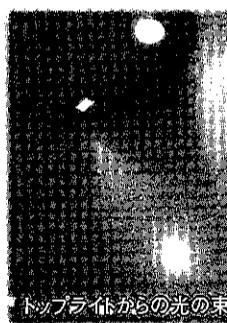
リヨンから南西へ70kmほど走ると小さな街・フェルミニに着く。1960年(昭和35年)に、この町の市長から依頼されて都市計画及び建築群の設計に着手。この街ではコルビジェの設計した作品が一挙に観られる。その中でも特異な造形の

6

建築がこの「サン・ピエール教会」。イメージは海の中に凝立する岩かも。設計から5年後、彼は別荘地カッブマルタンの海で水死(78才)。工事は中断し、没後41年、2006年(平成18年)に完成。

素材はほとんどコンクリート打ち放しのみ。“光の大砲”と呼ばれるペイントされた屋根の筒から赤、黄、緑の光の束が室内で融合。壁面からは無数の小さな穴から時間の経過で光の幻想が拡がる。

限られた素材でこの劇的空間を創ったコルビジェはやはり世界の巨匠でした。



私達の事務所では敷地の余った部分をつけて「雑木の庭」つくりをしています。雑木の庭とは山採りの高木を中心にして山野草を下草として這わせ、バランスよく低木を植え込むことで、まるで雑木林を切り取って持ってきたかのようにつくる庭です。山採りの高木にはクヌギ、コナラ、ヤマモミジなど、細かく曲がりながらも伸びやかな枝ぶりを選ぶと、畑育ちの真っ直ぐに伸びた木とは違う、より自然な雰囲気が出せます。

下草も同様に、山で育つベニシダやコグマザサ、ヤブランを粗密のバランスを考えながら植えるとより自然に近づけます。また苔なども山の湿っぽい雰囲気が出せます。

春から初夏にかけての新緑や、秋の紅葉と日本の四季を感じられる「雑木の庭」知れば知るほど面白みが増しています。

安藤 健吾



最近、InBody検査というものを受けました。体を構成している体成分が均衡的なのか、体脂肪がどの部位に多いのか等が分かる検査です。体脂肪は標準でしたが、私は骨格筋量が低いという結果でした。お酒や甘い物を控えるだけではなく、やはり身体を動かし汗をかく事が大切なようです。ちょうど数か月前から日曜早朝テニスを始めたところです。これから寒くなっていますが、身体を動かす貴重な時間を続けていきたいです。

牧野 正

国土交通省大臣認定

建築技術性能証明

建築技術性能証明

スラリー系機械複合式
深層混合処理工法

株式会社 本陣

〒461-0048 名古屋市東区矢田南三丁目13番7号
TEL: 052-722-3000 FAX: 052-722-8311
E-mail: info@honjin.co URL: http://www.honjin.co.jp

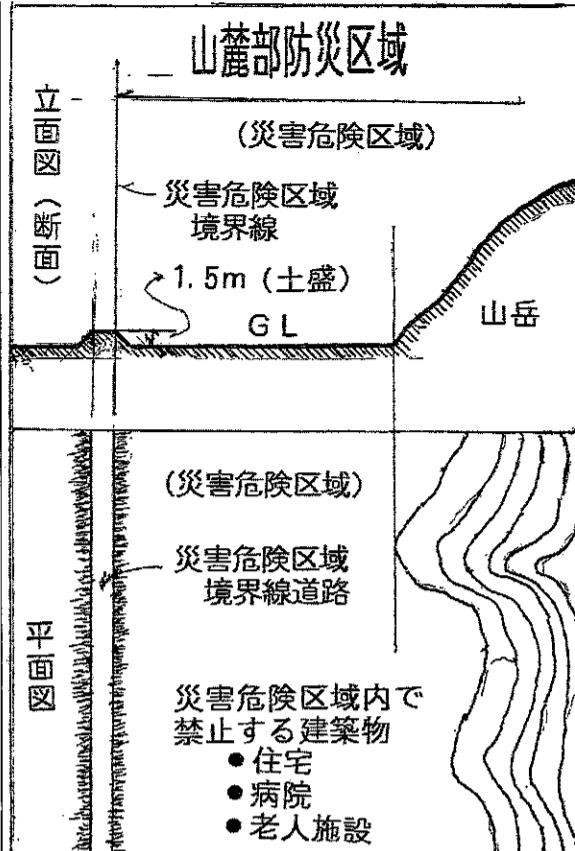
Total Media Support

WELL ON 株式会社 ウエルオン

〒460-0007 名古屋市中区新栄三丁目21番31号
TEL 052-732-2227 FAX 052-733-3178
URL http://www.well-on.co.jp/



16190101(05)



建物がほとんど無ければその部分に危険区域の先行指定は容易である。図は山麓一帯に区域を指定したモデル図である。危険区域とその他の道路で仕切り、その道路をGL+1.5m位に土盛りしておけば、道路が山の麓から距離があるので土石流の高さが減って土砂は止められる。

ここで一つ問題がある。それは災害危険区域に指定されると、そこの地価は必ず値下がりする。わが国では土地の私有権が認められているから、その土地の所有者にとっては財産が減ることになる。

だから、住民の反対運動が大きく起きれば指定は難しくなる。

かつて、名古屋市があの伊勢湾台風のあとで39条の災害危険区域を指定するために住民に説明したところ、特に不動産売買の関係者から「そんな恐ろしい名称をつけられたら売買ができない!」と行政がたたかれてしまった。

それで「臨海部防災区域」というニックネームを作り、「危険」という言葉を削って内容がよくわからない形にしてやっと行政が凌いだ。

ではどうすべきか?そこには住宅がないからマンション等の住民運動が起きないので、そこを逆にメリットとして広大な住宅地のバックヤードとして種々の用途の建物を建てれば住宅地は純化され、指定区域の中も住宅以外で自由な建築活動ができる、かえって地価が上がるかもしれない。そこでは駐車場施設、貸倉庫、学習塾、学校、事務所ビル、スポーツ施設、娯楽施設、商業施設、研究施設、健康広場(行政買い上げ)……これらの施設を官民協力して誘導したらよいと思う。今後山麓部分では今回図示したような39条を適用した防災的な街作りの実現を願ってやまない。

[問題] 災害危険区域の指定について、誤っているのは次のうちどれか。

- a 区域の指定は、地方公共団体が行い、国の承認を受けなくともよい。
- b 区域の指定は、地方公共団体の議会の同意を受けなくともよい。
- c 区域内の建築制限で住宅の禁止が可能である。
- d 区域内の建築物制限に関して災害防止上必要でない場合は制限することができない。